

議題 1 資料

平成 27 年 4 月 9 日
京都市教育委員会事務局
総 務 課

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条の四に基づく総合教育会議の開催について、同条第九項の規定に基づき、本会議において市長及び教育委員会が別紙「京都市総合教育会議要綱（案）」について確認のうえ、本要綱に基づき以降の会議を運営することとしたい。

また、今後、議題により、PTAや人づくり21世紀委員会、校長会等の代表者に意見聴取者として参画いただく「拡大版京都市総合教育会議」を開催し、様々な視点から意見を聴取し、本市教育の充実に向けた議論を進めたい。

（参考）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（沙）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

京都市総合教育会議要綱（案）

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項に規定する総合教育会議として、京都市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（会議）

第2条 市長は、教育委員会に対して、会議を開催する日時、場所等を通知して、会議を招集する。

2 市長は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、当該会議について、開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

（議題）

第3条 会議の議題は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、市長又は教育委員会が提案し、事前に事務局において調整するものとする。

（事務の調整結果の尊重義務）

第4条 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（会議の傍聴）

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会予定時刻の30分前までに、自己の氏名及び住所を傍聴人名簿に記載して事務局に提出し、市長の許可を得なければならない。

2 傍聴を希望する者が多く会場に収容できない場合は、抽選により傍聴人を決定する。

3 次に掲げるいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器具を携帯している者
- (3) その他、市長が傍聴を不適當と認める者

4 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等をする事。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食し、又は喫煙すること。
- (5) その他、会議の妨害となるような行為をする事。

5 傍聴人は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、市長の許可を得た場合はこの限りでない。

6 市長は、傍聴人がこの規則に違反したときは、退場を命じることができる。

7 傍聴人は、市長が傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

8 前項に規定するもののほか、傍聴人は、市長の指示に従わなければならない。

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りではない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開会、休憩、閉会等に関する事項

(2) 会議に出席した構成員及び意見聴取者の氏名

(3) 協議題及び議事の内容

(4) その他市長が必要と認めた事項

3 議事録に記載した事項に関して、構成員中に異議があるときは、市長は、これを会議に諮って決定する。

(事務局)

第7条 会議の事務局を教育委員会事務局総務部総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催及び議事の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮ってこれを定める。